

市川市国分地区公共下水道整備事業

実施方針

千葉県市川市

目 次

| | | |
|--------------|---|-----------|
| 第 1 章 | 事業の概要 | 1 |
| 1.1 | 事業の目的..... | 1 |
| 1.2 | 事業名称..... | 1 |
| 1.3 | 事業場所..... | 1 |
| 1.4 | 管理者の名称..... | 1 |
| 1.5 | 対象施設..... | 1 |
| 1.6 | 業務範囲..... | 3 |
| 1.7 | 事業者選定方式..... | 4 |
| 1.8 | 事業方式..... | 4 |
| 1.9 | 事業期間..... | 4 |
| 1.10 | 遵守すべき法制度..... | 4 |
| 第 2 章 | 事業者の募集及び選定に関する事項 | 7 |
| 2.1 | 事業者の募集及び選定のスケジュール..... | 7 |
| 2.2 | スケジュール上の留意点..... | 8 |
| 第 3 章 | 応募に関する条件 | 9 |
| 3.1 | 応募者の構成..... | 9 |
| 3.2 | プロポーザル応募者に必要な資格..... | 10 |
| 3.3 | 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い..... | 12 |
| 3.4 | 応募者の制限..... | 12 |
| 第 4 章 | 審査及び事業者選定に関する事項 | 13 |
| 4.1 | 事業者選定方法..... | 13 |
| 4.2 | 優先交渉権者の特定..... | 13 |
| 4.3 | 審査結果の公表..... | 13 |
| 4.4 | 事業者の決定..... | 13 |
| 4.5 | 著作権..... | 14 |
| 4.6 | 提出書類の取扱い..... | 14 |
| 4.7 | 特許権等..... | 14 |
| 第 5 章 | 本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方 | 15 |
| 第 6 章 | 市による事業の実施状況のモニタリング | 18 |
| 6.1 | モニタリングの目的..... | 18 |
| 6.2 | モニタリングの時期..... | 18 |
| 6.3 | モニタリングの方法..... | 18 |
| 6.4 | モニタリングの結果..... | 18 |

第1章 事業の概要

1.1 事業の目的

市川市（以下、「市」という。）は、下水道未普及地域の早期解消を目指している。これを実現するために、市では民間事業者の優れた企画力・技術力を活用し、効果的に公共事業を実施する新たな手法として、国から示された設計施工を一括で発注するデザインビルド方式（以下、DB方式）を導入するものである。この手法により、従来では成し得なかった事業量を早期に達成できるものと考えている。

1.2 事業名称

市川市国分地区公共下水道整備事業（以下、「本事業」という。）

1.3 事業場所

市川市国分地区（詳細は別紙1を参照のこと。）

1.4 管理者の名称

市川市長 田中 甲（以下、「管理者」という。）

1.5 対象施設

本事業の施設概要を表 1.1 に示す。また、対象施設（下水道）の設計条件を表 1.2 に、対象施設（水道）の設計条件を表 1.3 に示す。

表 1.1 施設概要

| 工種 | 区分 | 工種 | 数量 ^{※1} | 備考 |
|----|---------|--------|------------------|----|
| 土木 | 下水道 | 開削工 | 1,277 m | |
| | | 推進工 | 1,168 m | |
| | | 立坑工 | 45 基 | |
| | | マンホール工 | 49 基 | |
| | | 柵設置工 | 157 基 | |
| | | 試掘工 | 30 箇所 | |
| | 水道(仮配管) | 開削工 | 175 m | |

※1：数量：既に市側で完了した基本設計成果を基に算出した想定値

表 1.2 対象施設（下水道）の設計条件

| 項目 | 詳細設計条件 |
|--------------|---|
| 管径 工法及び延長 | 開削工法 φ 200mm…………… 1,213m |
| | 開削工法 φ 250mm…………… 64m |
| | 推進工法 φ 200mm…………… 44m |
| | 推進工法 φ 250mm…………… 24m |
| | 推進工法 φ 350mm…………… 263m |
| | 推進工法 φ 400mm…………… 563m |
| | 推進工法 φ 450mm…………… 274m |
| 特殊構造物 | 特殊構造物（有・ <input checked="" type="radio"/> 無）：耐震設計（有・ <input checked="" type="radio"/> 無） マンホール形式ポンプ場（2次製品）（ <input type="radio"/> 0基） |
| 報告書作成 | <input checked="" type="radio"/> 有・無 |
| 設計協議 | 中間打合せ 5回 |
| 施工法等の比較検討 | <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り 1.5D以下 ③近接構造物（箇所） ④軌道横断（箇所） ⑤河川横断（箇所） ⑥高架道横断（箇所） c) 布設替え工法の施工検討 ①仮排水 ②既設管撤去 |
| 耐震計算（応答変位法） | <input checked="" type="radio"/> 有（応答変位法）、 <input type="radio"/> 無 |
| 耐震設計 | <input checked="" type="radio"/> レベル1地震動 ^{※1} 、 <input checked="" type="radio"/> レベル1及び2地震動 ^{※1} 、 <input type="radio"/> 無 |
| 設計条件補正 | 有（ <input type="radio"/> ）、 <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 地盤条件補正 | 有（ <input type="radio"/> ）、 <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 工区数補正 | 有（ <input type="radio"/> ）、 <input checked="" type="radio"/> 無 |
| その他補正 | 有（ <input type="radio"/> ）、 <input checked="" type="radio"/> 無 |

※1：重要な管路は、レベル1及びレベル2地震動に対する照査を行う。

その他の管路は、レベル1地震動に対する照査を行う。

市川市における下水道管路施設に関する「重要な管路」の定義は以下のとおりである。

【重要な管路の定義】 出典：「下水道施設の耐震対策指針と解説」（最新版）

- ・ポンプ及び処理場に直結する幹線管路
- ・河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等
- ・被災時に重要な交通機能への障害を及ぼす恐れのある緊急輸送路等に埋設されている管路
- ・相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路
- ・防災拠点や避難所、または地域防災対策上必要と定めた施設等からの排水をうける管路
- ・その他、下水を流下収集させる機能面から見てシステムとして重要な管路

表 1.3 対象施設（水道）の設計条件

| 項目 | 詳細設計条件 |
|----------------|--------------------------------------|
| 管径 工法及び延長 | 開削工法 φ75～φ150mm…………… 175m |
| 設計条件 | 地域環境（住居地区）：道路幅員（狭い） 埋設物（あり）：土質（－） |
| 設計協議 | 中間打合せ 3回 |
| 仮設配管を必要とする路線延長 | 仮設配管延長…175m 仮設管…φ150mm以下 |
| 土工事補正 | 土工事を伴う |
| 床付補正 | 床付深さ一定，2.0m未滿 |
| 工区数補正 | 有（ ），無 |
| その他補正 | 有（ ），無 |

1.6 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・工事監理及び工事であり、その概要は表 1.4 のとおりである。また、事業場所については別紙 1 を参照のこと。

表 1.4 事業者が行う業務範囲の概要

| 区分 | 業務 | 備考 |
|---------------------|------------------|---|
| 設計・ 工事監理 (委託) | 詳細設計 | 表 1.1、表 1.2 及び表 1.3 に示す対象施設の設計を行う。 |
| | 設計に伴う各種申請書類の作成補助 | 各種申請等の手続きに必要な書類を作成する。 |
| | 関連部局協議 | 道路管理者、他企業埋設物管理者、周辺施設等の管理者協議に必要な資料を作成し、協議を実施する。 |
| | 移設協議 | 設計施工に必要な埋設管等の移設協議を実施する。 |
| | 工事監理 | 表 1.1 に示す対象施設のうち、区分-下水道の工事監理を行う。 |
| | 試掘工 | 設計施工に必要な埋設管等の試掘調査を実施する。 |
| | 家屋等事前調査 | 既存家屋等建築物の事前調査を行う。 |
| 工事 (請負) | 土木工事(下水道) | 表 1.1 に示す対象施設のうち、区分-下水道のうち試掘工を除く工事を行う。 |
| | 仮配管工事(水道) | 表 1.1 に示す対象施設のうち、区分-水道(仮配管)の仮配管工事および水道法に基づく各種試験(水質・水圧試験等)を行う。 |
| | 住民説明 | 地元住民、周辺施設等への事業説明を行う。 |

1.7 事業者選定方式

本事業は、対象区域に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、応募者の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを優先交渉権者とする「公募型プロポーザル方式」で実施する。

1.8 事業方式

本事業は、技術提案に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。

1.9 事業期間

本事業の事業期間及びスケジュールは表 1.5 のとおりである。

表 1.5 事業スケジュール（予定）

| 日程 | 実施事項 |
|--------------------|------------------|
| 令和5年11月2日 | 実施方針の公表 |
| 令和5年11月15日 | 募集要領の公表 |
| 令和5年12月下旬～令和6年1月下旬 | 技術提案書類の受付期間 |
| 令和6年2月中旬 | 優先交渉権者の特定 |
| 令和6年2月下旬 | 基本協定締結 |
| 令和6年3月下旬 | 設計及び工事監理業務委託契約締結 |
| 令和6年3月下旬～令和7年3月下旬 | 設計期間 |
| 令和7年3月下旬 | 工事請負契約締結 |
| 令和7年3月下旬～令和10年3月 | 工事及び工事監理期間 |

1.10 遵守すべき法制度

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法

- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 建築基準法
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

2) 基準、仕様等

- ① 共通（全て最新版とする）
 - ・ 市川市 下水道実施設計の手引き（市川市下水道部下水道建設課）
 - ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
 - ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
 - ・ 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
 - ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
 - ・ 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
 - ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）

- ・ 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
 - ・ 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
 - ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
 - ・ 水理公式集（土木学会）
 - ・ コンクリート標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
 - ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
 - ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
 - ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
 - ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
 - ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
 - ・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
 - ・ 土木設計業務等委託必携（千葉県土木部）
 - ・ 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル(日本下水道事業団)
 - ・ 日本工業規格(JIS)
 - ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)
 - ・ 土木製図基準(土木学会)
 - ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
 - ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
 - ・ 下水道工事における家屋調査の設計について（市川市下水道部下水道建設課）
 - ・ 千葉県物件調査等標準仕様書
 - ・ その他関係する規格、基準、指針等
- ② 管路施設工事（全て最新版とする）
- ・ 土木工事共通仕様書
 - ・ 土木工事施工管理基準
 - ・ 土木請負工事必携
 - ・ 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
 - ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
 - ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
 - ・ 水道施設耐震工法指針（日本水道協会）
 - ・ 水道管設計業務共通仕様書
 - ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、表 2.1 のとおりである。

表 2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

| 時期 | 内容 |
|--------------------|---------------------------------|
| 令和5年11月2日 | 実施方針の公表 |
| 令和5年11月15日 | 募集要領（要求水準書、事業者選定基準、様式集、協定書等）の公表 |
| 令和5年11月17日～12月8日 | 資料閲覧期間 |
| 令和5年11月17日～12月8日 | 募集要領に関する質問の受付期間 |
| 令和5年12月上旬 | 募集要領に関する質問に対する回答公表 |
| 令和5年12月上旬～12月中旬 | 応募資格審査書類の受付期間 |
| 令和5年12月中旬 | 応募資格審査結果の通知 |
| 令和5年12月下旬～令和6年1月下旬 | 技術提案書類の受付期間 |
| 令和6年2月上旬 | 選定委員会（プレゼンテーションの実施） |
| 令和6年2月中旬 | 優先交渉権者の特定 |
| 令和6年2月下旬 | 基本協定締結 |
| 令和6年3月下旬 | 設計及び工事監理業務委託契約締結 |
| 令和7年3月下旬 | 工事請負契約締結 |

1) 募集要領の公表

令和5年11月15日に市のホームページで公表する。

2) 募集要領に関する質問の受付・公表

募集要領に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間 : 令和5年11月17日～12月8日
- ② 受付方法 : 電子メールでの提出とし、電話及び窓口等での問い合わせには応じない。詳細については、募集要領で示す。
- ③ 質問の回答 : 提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、すべての質問について回答するとは限らない。

3) 応募資格審査書類の受付

プロポーザル応募者は、参加表明書、応募資格審査書類を提出する。詳細については募集要領で示す。

4) 提案書類の受付、優先交渉権者の特定及び公表

プロポーザル応募者は、募集要領に示す技術提案書類等を提出する

- ① 技術提案審査結果の公表
優先交渉権者を特定した場合には、速やかに公表する。

② 優先交渉権者を特定しない場合

応募者がいない、あるいは、いずれの応募者の提案においても本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を特定せず、この旨を速やかに公表する。

5) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者と委託契約と工事請負契約の締結に向けて、基本協定を締結する。

※基本協定：各種契約締結での優先交渉権者の義務、事業の円滑な実施に必要な協力体制の構築及びその他必要事項等について、合意する内容の書面。

6) 委託契約の締結

優先交渉権者のうち、表 1.4 に示した設計・工事監理業務を行う企業（以下「設計及び工事監理企業」という）は設計及び工事監理における複数年業務を一括契約として、市と業務委託契約を締結する。

7) 工事請負契約の締結

優先交渉権者のうち、表 1.4 に示した工事業務を行う企業（以下「建設企業」という）は建設工事における複数年工事を一括契約として、市と工事請負契約を締結する。工事請負契約に関しては、優先交渉権者が実際の施工において複数工区での実施を想定していても、全体工事範囲を一工区として積算した金額で契約を締結する。

2.2 スケジュール上の留意点

- ① 募集要領の公表から提案書類の受付までの期間に、提案者から文書による質問を受け付け、回答する機会を設ける予定である。
- ② 提案書類の受付後、提案内容について応募者によるプレゼンテーションの機会を設ける予定である。
- ③ 表 2.1 に示した事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)は、後日公表する募集要領の策定に伴い、今後変更になる場合がある。

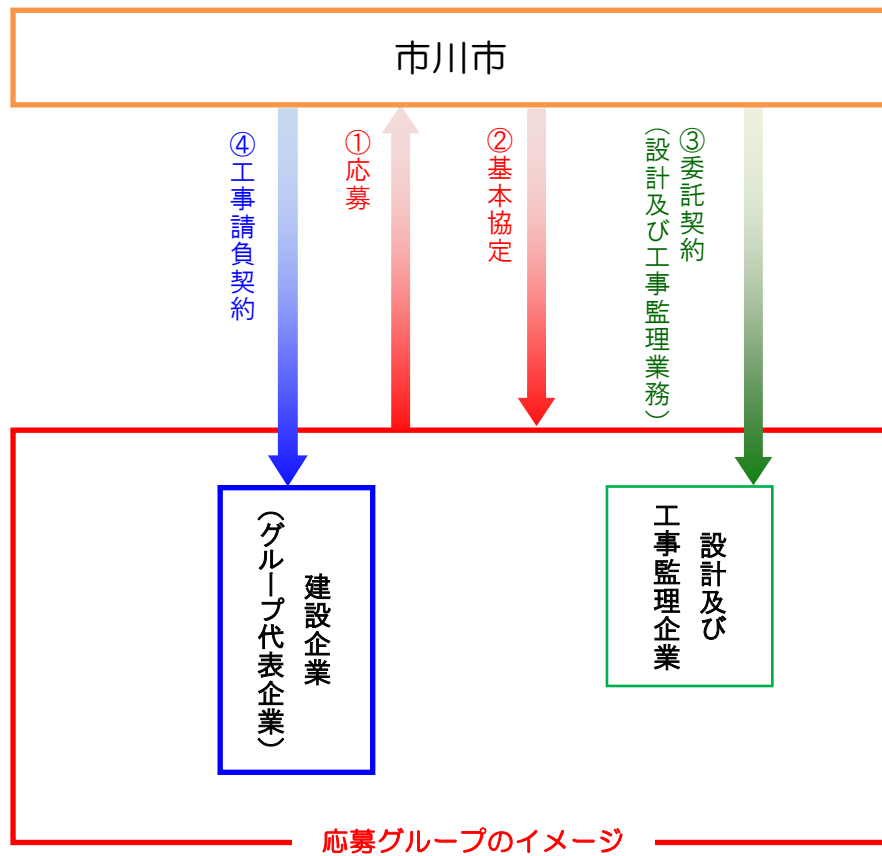
第3章 応募に関する条件

3.1 応募者の構成

応募者は、建設企業と設計及び工事監理企業を含むグループでの応募とする。

その際、応募グループの代表企業は建設企業とし、建設企業は1社とする。設計及び工事監理企業は1社とする。また、一応募者の構成員は他の応募グループの構成員となることはできない。

本事業で想定する事業スキームを図 3.1 に示す。



- ・ 建設企業と設計及び工事監理企業によるグループで応募 (①)、基本協定を締結 (②)
- ・ 設計及び工事監理業務を委託契約 (③)
- ・ ③で詳細設計したエリアの工事請負契約 (④)

図 3.1 想定事業スキーム

3.2 プロポーザル応募者に必要な資格

設計及び工事監理企業と建設企業に共通する応募者構成員の資格要件は、次のとおりとする。

1) 共通の資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できないものとする。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
 - エ 本業務委託の公告の日から候補者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
 - カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
 - キ 本プロポーザルに参加しようとする別の応募グループの構成員の者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
 - ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 50 年 12 月 13 日施行）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

2) 設計及び工事監理企業に必要な実績・資格要件

- ① 地方公共団体（都道府県・市町村等）又はこれらに準ずる機関（公団、公社等）が発注した下水道管渠実施設計業務（詳細設計）で、過去 15 年間（平成 20 年 4 月 1 日から公告日まで）の間に完了した業務実績を元請（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）として有すること。
- ② 市川市入札参加業者適格者名簿に土木関係建設コンサルタントで掲載されている者。
- ③ 設計業務に管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、工事監理業務には、工事監理技術者を配置すること。
- ④ 設計業務における管理技術者は、以下の資格を有すること。また、管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うとともに、主要な設計協議並びに現地調査に出席しなければならない。なお、同一の技術者が管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

- ・ 技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道—下水道））の資格を有する者
- ⑤ 設計業務における照査技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・ 技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道—下水道））の資格を有する者
 - ・ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格（下水道）を保有する者
- ⑥ 設計業務における担当技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・ 技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道—下水道））の資格を有する者
 - ・ 技術士法による技術士補あるいは技術士第1次試験合格者（上下水道部門）
 - ・ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格（下水道）を保有する者
- ⑦ 工事監理業務における工事監理技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・ 技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道—下水道））の資格を有する者
 - ・ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格（下水道）を保有する者
- ⑧ 工事監理実施時に工事などにおいて問題が発生した場合、概ね1時間以内に現地対応が可能であること。
- ⑨ 上水道の業務における担当技術者は、地方公共団体（都道府県・市町村等）又はこれらに準ずる機関（公団、公社等）が発注した水道施設配水管実施設計業務（詳細設計）で、過去15年間（平成20年4月1日から公告日まで）の間に管理技術者、照査技術者または担当技術者として従事し、完了した実績のある者を配置すること。

3) 建設企業に必要な実績・資格要件

- ① 市川市内に本店を有する者
- ② 土木一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 本市の土木一式工事の格付等級がAランクの者
- ④ 次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、建設企業と応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
 - (ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 1級建設機械施工技士
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号ロ又はハに該当する者
- c 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る。）、「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る。）、「水産部門」（選択科目「水産土木」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- (イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習

修了証」を有すること。

- ⑤ 工事の施工にあたって、上記④に掲げる者のほか、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- ⑥ 市川市が発注した建設工事について、公告日前 3 カ月以内に工事完成検査評定通知書により 60 点未満の通知を受けていない者。ただし、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 14 日を経過した日を「通知を受けた日」とする。
- ⑦ 以下に定める届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3.3 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格審査書類提出期限最終日の翌日から基本協定締結までの間に、3.2 に記載されている資格要件を喪失した場合は、当該グループを失格とする。

3.4 応募者の制限

本事業に係る発注支援業務に関与している者、選定委員及び市川市建設工事等請負業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）との間に、資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業及び構成企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業の発注支援業務に係わっている者は以下のとおりである。

株式会社日水コン 千葉事務所千葉市中央区本千葉町 7-11（三恵 9 ビル）

第4章 審査及び事業者選定に関する事項

4.1 事業者選定方法

本事業における事業者の選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は募集要領において公表する。

1) 応募資格要件の審査

応募資格要件は、「3.2 プロポーザル応募者に必要な資格」のとおりである。応募資格要件の期日、期間等に関しては、別に定めのないものは応募資格審査書類の提出日を基準日とする。

2) 提案内容の評価

審査は、設計、施工、工事監理等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から総合的に評価する。具体的には以下の内容を想定している。

① 業務実績に関すること

設計、工事、工事監理の実績に関する評価。

② 設計計画に関すること

地域特性考慮した設計計画などに関する評価。

③ 施工計画に関すること

年度別整備計画の考え方、工期短縮への工夫、近隣住民への対応方法、安全管理への取り組み、性能保証を行うための方策などに関する評価。

④ 提案価格に関すること

提案価格を価格評価点に換算したものを評価。

4.2 優先交渉権者の特定

本事業は、公募型プロポーザル方式により、公募に応じた参加者から技術提案書類の提出を求め、設置する選定委員会において、提案内容を総合的に審査・評価し、資格審査会において、当該事業の目的及び内容に最も適した者を優先交渉権者として特定する。

4.3 審査結果の公表

管理者は、選定委員会及び資格審査会における審査結果を速やかに公表する。

4.4 事業者の決定

1) 管理者は、優先交渉権者と基本協定締結を行う。

2) 優先交渉権者として特定されたことをもって、事業者に決定されるわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定した後に見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって、事業者に決定されるものとする。また、協議の結果、提案内容がすべて仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

3) 優先交渉権者との協議が整わなかった場合、または優先交渉権者に事故等があり見

積書の取得が不可能となった場合は、次席交渉権者を仕様の協議、見積書の取得の相手方とする。

4) 見積合わせにおける見積価格は、提案書類に記載した見積価格の額以下とすること。

4.5 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、管理者が必要と認める時には、技術提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

4.6 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。また応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4.7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

第5章 本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本業務におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計及び工事監理と工事におけるリスクは、原則として事業者が負担する。

ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、市がリスクを負う。

本業務で予想されるリスクについて、市と事業者の分担方針を次に示す。

表 5.1 リスク分担表（その1）

| 段階 | リスクの種類 | No. | リスクの内容 | 負担者 | |
|----|----------|-----|---|-------------|-------------|
| | | | | 市 川 市 | 事 業 者 |
| 共通 | 構想・計画リスク | 1 | 市の政策変更による事業の変更・中断・中止など | ● | |
| | 募集要領リスク | 2 | 募集要領の誤りに関するもの | ● | |
| | 許認可リスク | 3 | 市が取得すべき許認可の遅延に関するもの | ● | |
| | | 4 | 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの | | ● |
| | 法制度リスク | 5 | 法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に影響を及ぼすもの） | ● | |
| | | 6 | 法制度・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの） | | ● |
| | 消費税変更リスク | 7 | 消費税の変更に関わるもの | ● | |
| | 税制変更リスク | 8 | 法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等） | | ● |
| | | 9 | その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの | ● | |
| | 住民対応リスク | 10 | 本施設の設置に関する住民反対運動等 | ● | |
| | | 11 | 事業者が行う業務（調査、工事等）に関する住民反対運動等 | | ● |
| | 環境問題リスク | 12 | 市が行う業務に起因する環境の悪化 | ● | |
| | | 13 | 事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化 | | ● |
| | 第三者賠償リスク | 14 | 市の責に帰すべき事業期間中の事故 | ● | |
| | | 15 | 事業者の責に帰すべき事業期間中の事故（事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事故など） | | ● |
| | 安全確保リスク | 16 | 調査、工事等における安全性の確保 | | ● |
| | 保険リスク | 17 | 設計・工事段階のリスクをカバーする保険 | | ● |

表 5.2 リスク分担表（その2）

| 段階 | リスクの種類 | | No. | リスクの内容 | 負担者 | |
|--------|----------|-----------|-----------------------------|---|-----|-----|
| | | | | | 市川市 | 事業者 |
| 共通 | 金利リスク | | 18 | 基準金利確定前の金利変動によるもの | ● | |
| | | | 19 | 基準金利確定後の金利変動によるもの | | ● |
| | 物価リスク | | 20※ | 物価変動 | ● | ● |
| | 資金調達リスク | | 21 | 事業者の資金調達に関するもの | | ● |
| | 債務不履行リスク | | 22 | 市の責に帰すべき事由による事業の中止・延期（市の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など） | ● | |
| | | | 23 | 事業者の事由による事業の中止・延期（事業破綻、事業放棄など） | | ● |
| | 不可抗力リスク | | 24※ | 戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの | ● | ● |
| | | | 25※ | 予測可能な範囲における台風・風水害による事業計画・工事の変更、事業の延期・中止に関するもの | ● | ● |
| | | | 26※ | 想定し難い地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの | ● | ● |
| | 契約リスク | | 27 | 市の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク | ● | |
| 28 | | | 事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク | | ● | |
| 計画設計段階 | 計画・設計リスク | 設計委託契約リスク | 29 | 設計委託契約の締結に関するもの | | ● |
| | | | 30 | 設計委託契約の内容に関するもの | | ● |
| | | | 31 | 設計委託契約の内容変更に関するもの | | ● |
| | 測量・調査リスク | | 32 | 市が実施した測量・調査に関するもの | ● | |
| | | | 33 | 事業者が実施した測量・調査に関するもの | | ● |

※：No.20、24、25、26 は、契約約款に基づき、市川市と事業者との協議により負担割合を決定する

表 5.3 リスク分担表（その3）

| 段階 | リスクの種類 | | No. | リスクの内容 | 負担者 | |
|-----------|---------|---|-------------------|--|-----|-----|
| | | | | | 市川市 | 事業者 |
| 工事・工事監理段階 | 用地リスク | 用地取得リスク | 34 | 建設予定地の確保に関するもの | ● | |
| | | | 35 | 建設に要する資材置き場の確保に関するもの | | ● |
| | | 土壌汚染リスク | 36 | 地山の土壌汚染に関わるもの | ● | |
| | | 地中埋設物リスク | 37 | 上下水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の予測可能な地中埋設物に関するもの | | ● |
| | | | 38 | 上記以外に関するもの | ● | |
| | 工事リスク | 詳細設計リスク | 39 | 市の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など） | ● | |
| | | | 40 | 事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、実施設計の不備、事業者の事由による履行遅れなど） | | ● |
| | | 工事請負契約リスク | 41 | 工事請負契約の締結に関するもの | | ● |
| | | | 42 | 工事請負契約の内容に関するもの | | ● |
| | | | 43 | 工事請負契約の内容変更に関するもの | | ● |
| | | 工事監理リスク | 44 | 工事監理に関するもの | | ● |
| | | 工事遅延・未完成リスク | 45 | 市の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など） | ● | |
| | | | 46 | 事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大 | | ● |
| | 施設性能リスク | 47 | 要求性能不適合（施工不良を含む。） | | ● | |
| 引渡前損害リスク | 48 | 工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害 | | ● | | |

第6章 市による事業の実施状況のモニタリング

6.1 モニタリングの目的

市は、事業者が要求水準書に定める要件及び技術提案書類の内容を満たしているかを確認する。

6.2 モニタリングの時期

設計・施工の進捗状況については、市に定期的（月1回程度）に報告し、確認を受けなければならない。

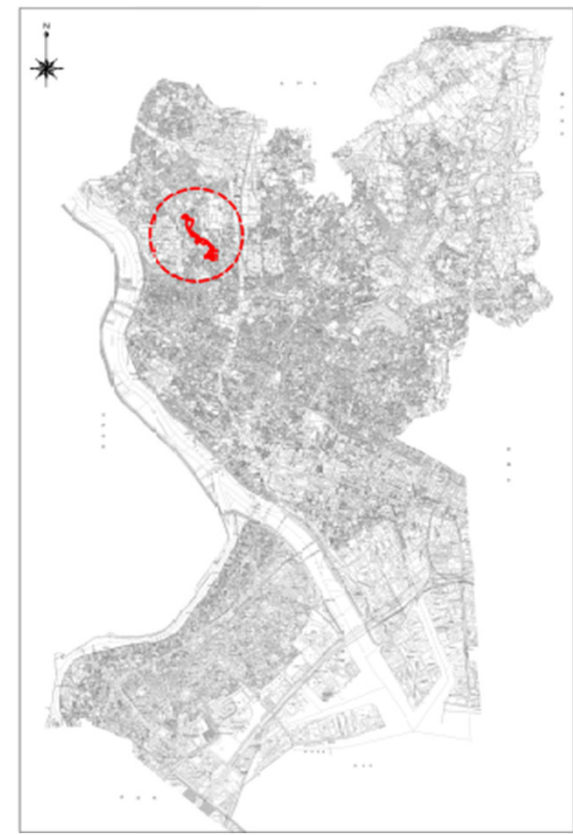
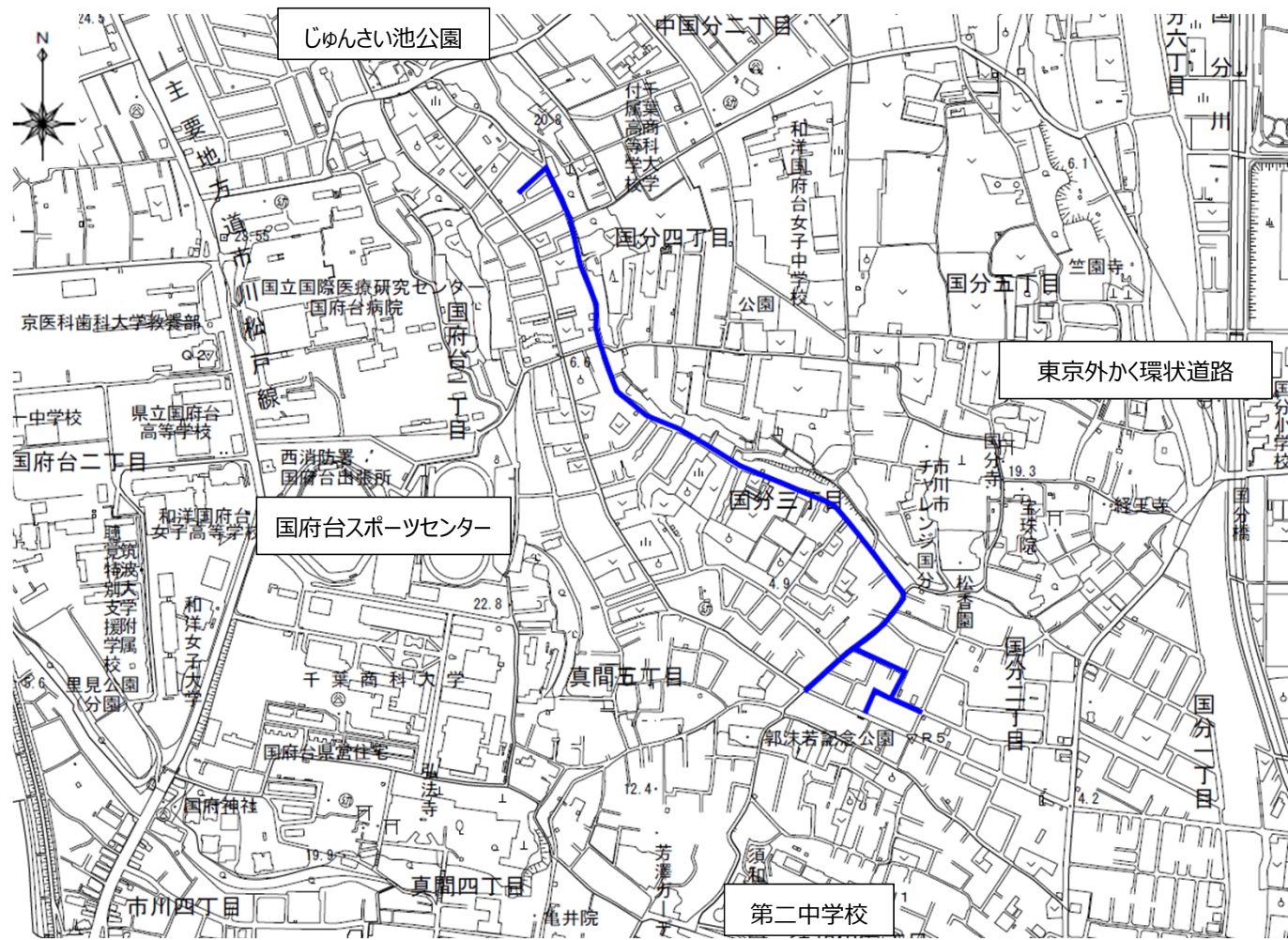
なお、市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

6.3 モニタリングの方法

市は事業者が提出する資料（設計：図面や各種検討資料等、施工：履行報告書や工程表等）に基づき進捗確認を行う。

6.4 モニタリングの結果

モニタリングにより、設計・施工の実施状況が工事請負契約書や要求水準書等に定められた要件を満たしていないと判断される場合には、市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。



— 事業場所